

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン（案）

平成28年2月



営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン

目次

I. 本ガイドラインの位置づけ	P.3
II. 設計変更ガイドライン	P.4~16
III. 工事一時中止ガイドライン	P.17~31
IV. 参考資料	P.32~43

これまで国土交通省官庁営繕部においては、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）』を策定した。その後品確法の改正を受け、平成27年5月に改定をおこなった。

今般、中部地方整備局営繕部では適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するとともに、品確法の基本理念（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために発注者の責務が明確化されたことを受け、発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業執行と、発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識を図ることを目的として、『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）』を策定した。

参考：設計変更ガイドラインQ&A（案）については、別途本省官庁営繕部で策定している。
<http://www1.mlit.go.jp/common/001107034.pdf> を参照。

Ⅱ.設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン
策定の背景
2. 用語の定義
3. 設計変更に関する留意事項
4. 設計変更が不可能なケース
5. 設計変更が可能なケース
 - ◆工事請負契約書第18条
(条件変更等)に該当
 - ◆工事請負契約書第19条
(設計図書の変更)に該当
 - ◆工事請負契約書第20条
(工事の中止)に該当

6. 設計変更手続きフロー

7. 関連事項

- ◆仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について
- ◆設計図書の訂正又は変更
- ◆工事請負契約書における
発注者と受注者の関係

◆工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が**各々の対等な立場**における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。(公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条10項を参照)
- 発注者及び受注者は、**契約書に基づき**、設計図書に従い、法令を遵守し、**締結した契約を履行しなければならない**。(契約書第1条を参照)

◆営繕工事の特徴

- 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された**一品受注生産**である目的物を、**多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産する**という特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、**当初発注時に予見できない**施工条件や環境の変化などが起こり得る。

◆設計変更ガイドラインの策定

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等**について十分理解しておく必要があることから、設計変更ガイドラインを策定する。なお、設計変更ガイドラインは、**一般的な考え方**を示すものである。

2. 用語の定義

◆設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する

- **「設計変更」**とは、契約書第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- **「契約変更」**とは、契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- **「軽微な設計変更」**とは、次に掲げるもの以外のものをいう。
 - イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - ロ. 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）を超えるもの。

※設計変更ガイドラインの適用にあたっては、「工事請負契約書の制定について(平成7年6月30日建設省厚契発第25号)」、「工事請負契約書の運用基準について(平成7年6月30日建設省厚契発第27号)」及び「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて(昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2)」を参照されたい。

◆受注者の留意事項

- 受注者は契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(補足)「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。(公共建築工事標準仕様書より)

3. 設計変更に関する留意事項

◆発注者の留意事項

- 発注者は契約書第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

4. 設計変更が不可能なケース

◆ 下記の場合においては、原則として**設計変更には該当しない**。
(ただし、契約書第26条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない)

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合。
- 契約書第18条～24条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められている**所定の手続きを経ていない場合**。
- 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている**監督職員の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする)**を踏まえないで**施工を実施**した場合。

5. 設計変更が可能なケース

◆工事請負契約書第18条(条件変更等)に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に**通知し**、その確認を**請求**しなければならない。

■ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(第18条第1項の二)。

例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。

■ 設計図書の表示が明確でない場合(第18条第1項の三)。

例) 図面の記載内容が読み取れない場合。

■ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(第18条第1項の四)。

例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合。
施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合。
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。

■ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(第18条第1項の五)。

例) 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

5. 設計変更が可能なケース

◆工事請負契約書第19条(設計図書の変更)に該当

- 発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合。

補足)発注者は予定している追加工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すのが望ましい。

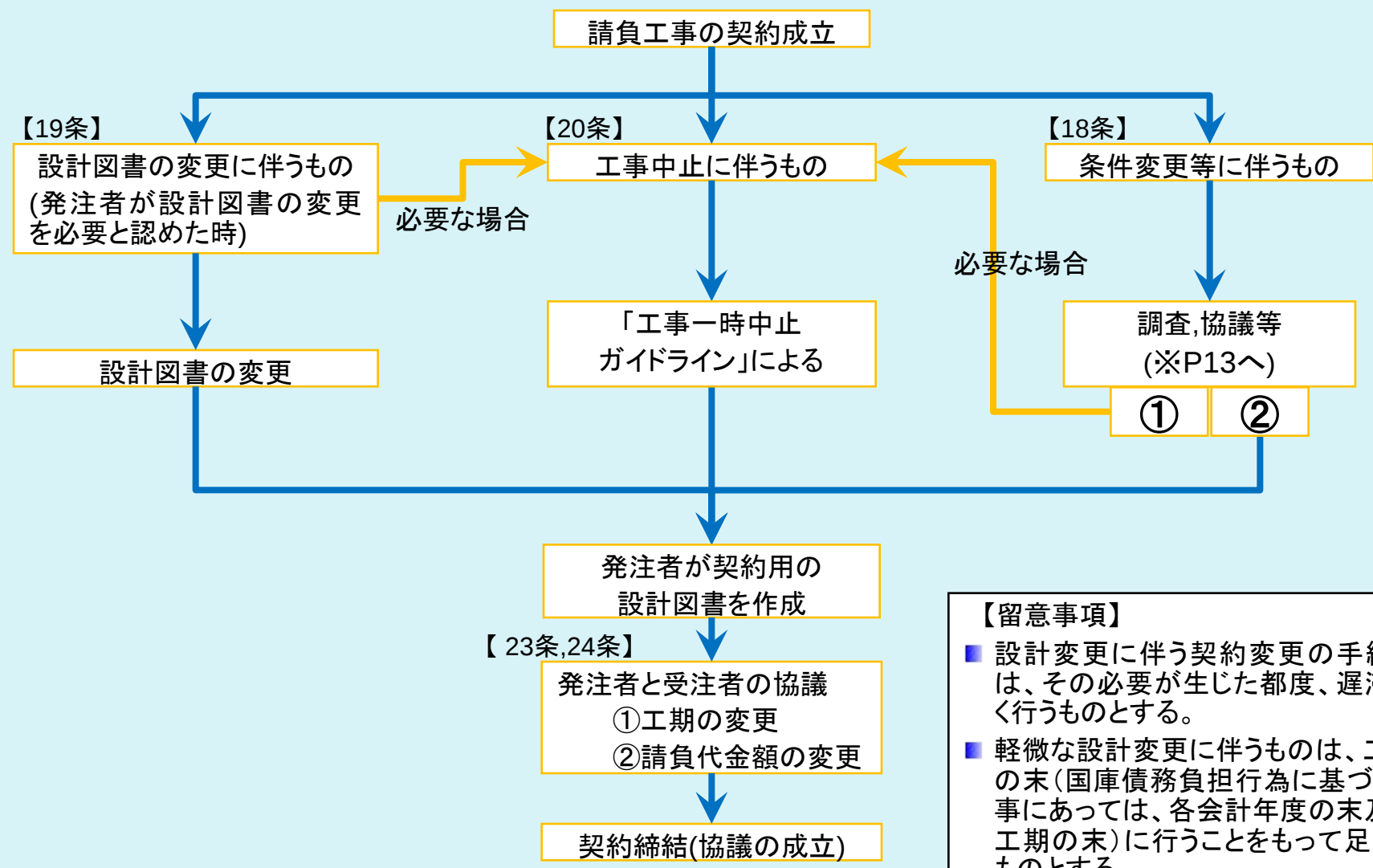
◆工事請負契約書第20条(工事の中止)に該当

- 受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

※ 詳細については「工事一時中止ガイドライン」を参照。

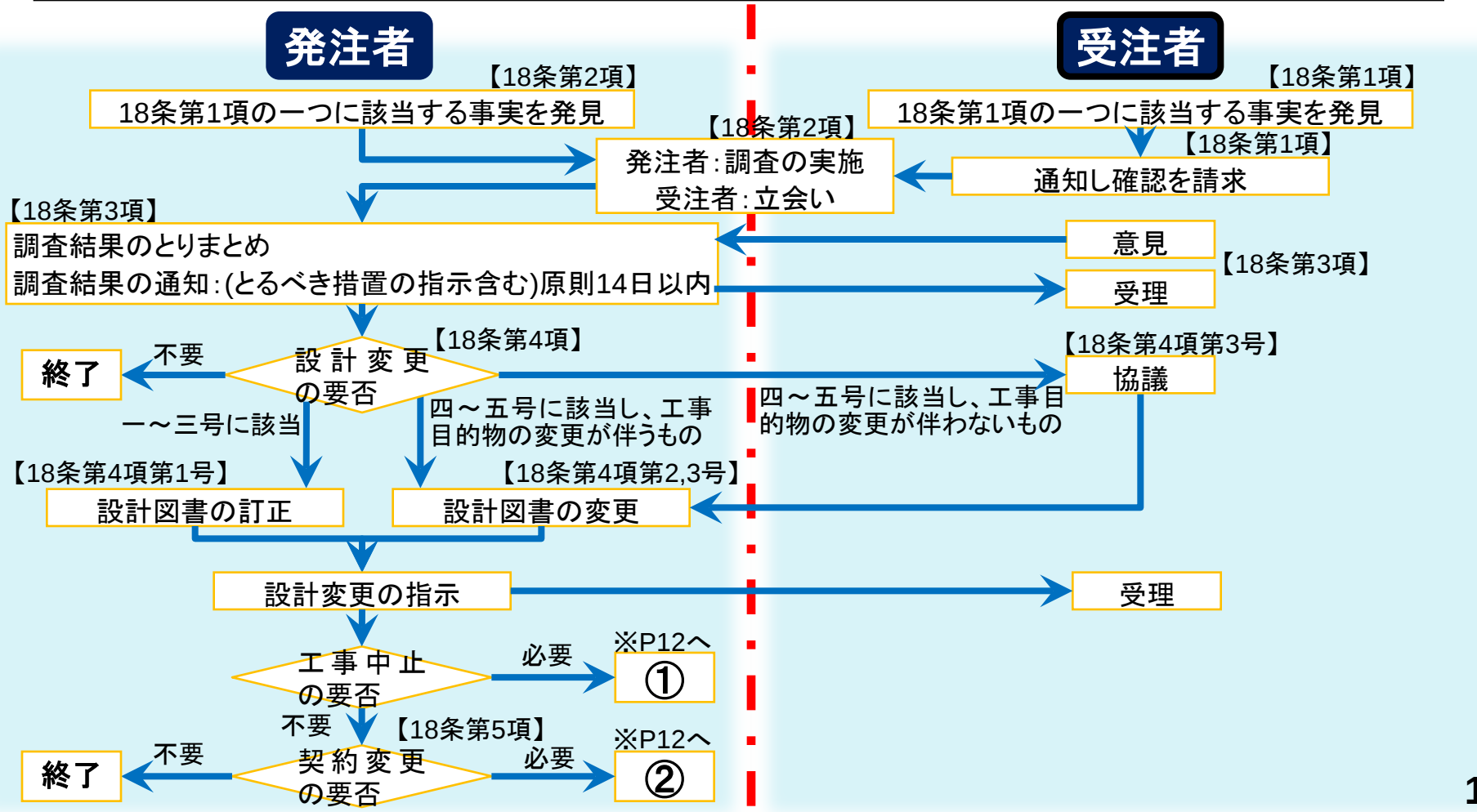
なお、第20条にかかわらず、受注者は第21条(受注者の請求による工期の延長)にもとづく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第29条(不可抗力による損害)その他も参照する。

6. 設計変更手続きフロー (全体)



- 【留意事項】
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
 - 軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。

- 【18条第1項】
一号 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
二号 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
三号 設計図書の表示が明確でないこと。
四号 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
五号 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



7. 関連事項

◆仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

■「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている(契約書第1条第3項を参照)。これは「**自主施工の原則**」とも言われている。

■「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、**設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」と言う。**

■「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。**「指定」以外は、「任意」と言う。**

【「指定」・「任意」の考え方】

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない(※1)	変更にあたって発注者の指示は必要ない(施工計画書等の修正は必要)	設計変更の対象とならない	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

7. 関連事項

◆設計図書の訂正又は変更

契約書では設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

(条件変更等)

※工事請負契約書の抜粋※

第18条

4 前項の調査の結果において第1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一第1 項第1 号から第3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二第1 項第4 号又は第5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三第1 項第4 号又は第5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

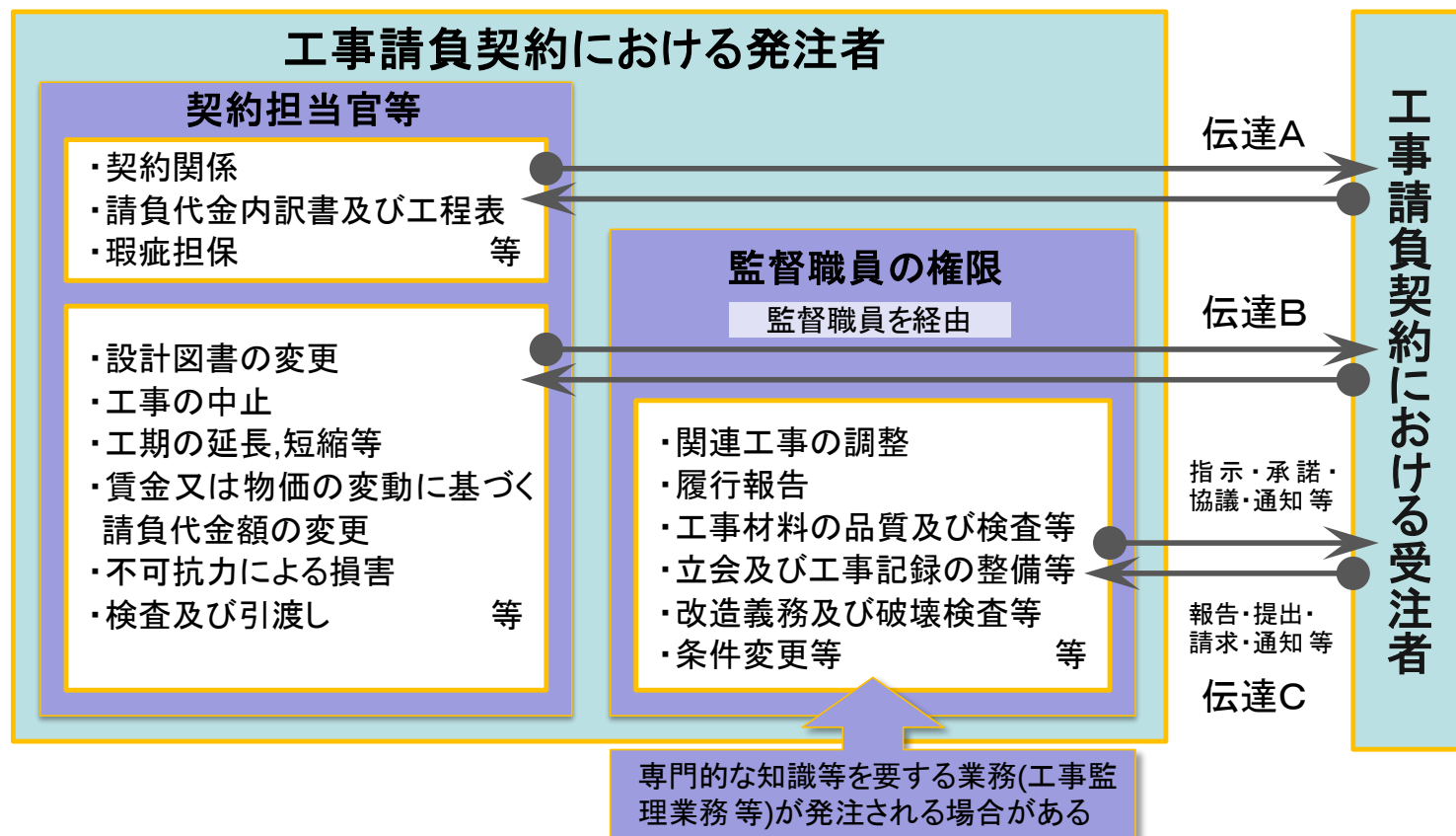
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

※発注者と受注者それぞれの詳細な対応方法は、「6. 設計変更手続きフロー」を参照。

7. 関連事項

◆工事請負契約書における発注者と受注者の関係

契約書においては、監督職員は発注者権限の一部を行使し(伝達C)、加えて、受注者に対する発注者組織の接点としての役割が与えられている(伝達B)。



伝達A 受注者と契約担当官等が書面を直接伝達するもの等

伝達B 受注者と契約担当官等が書面を監督職員を経由して伝達するもの等

伝達C 受注者と監督職員が書面を直接伝達するもの等

この「伝達」とは、契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等の発注者と受注者間の意図伝達を総称するものである。

Ⅲ.工事一時中止ガイドライン

1. 工事一時中止ガイドラインの運用
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事の中止〔契約書の規定〕
5. 営繕工事において
 工事を中止すべき場合
6. 中止の指示・通知
7. 基本計画書の作成
8. 請負代金額又は
 工期の変更、増加費用の負担
9. 増加費用の考え方
 - (1) 本体工事施工中に中止した場合
 - 増加費用の範囲
 - 増加費用の算定
 - 増加費用の積算
 - (2) 契約後準備工着手前に中止した場合
 - (3) 準備工期間に中止した場合
10. 増加費用の内訳書及び
 事務処理上の扱い

◆工事の現状及び課題

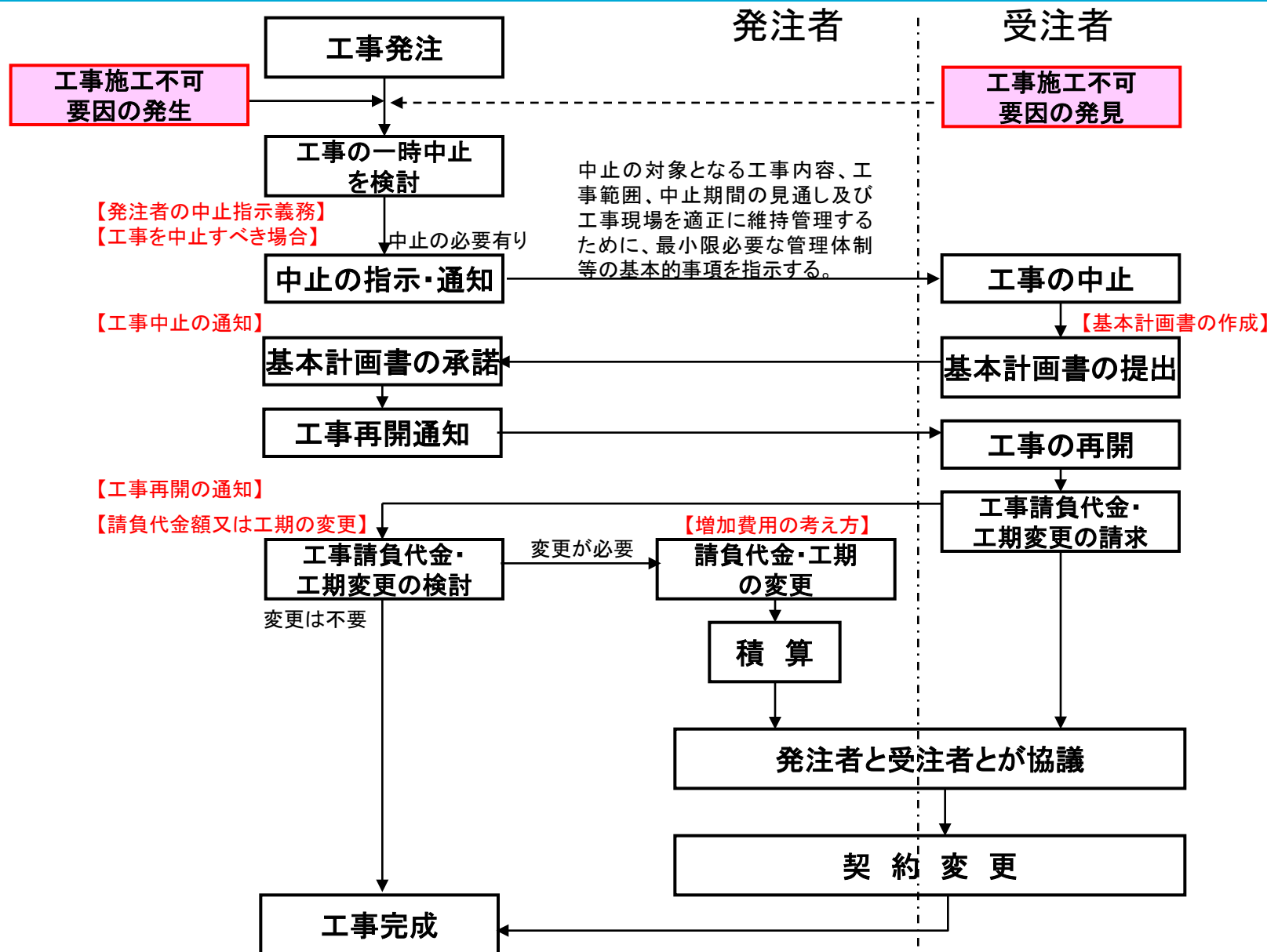
- 一部の営繕工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う**工事現場の状態の変化等**により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
そうした場合、**工事現場の維持等に要する費用の適切な計上**が必要である。

◆工事一時中止のガイドラインの策定

- 発注者は契約書第20条の規定に基づき、**受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事**については、**工事の全部又は一部の施工を一時中止**させなければならない。
主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定する。



2. 工事の一時中止に係る基本フロー





3. 発注者の中止指示義務



◆受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。【契約書第20条第1項】

◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合。

◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる。

◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。

◇発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額等を適正に確保する。

◇契約書第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する。
◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要がある。

注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。

・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル:国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約書(受注者の解除権)第48条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合」を目安とする。

◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合。

- ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
- ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき

の2つが規定されている。 【契約書第20条第1項】

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

◆ 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。 【契約書第20条第2項】



5. 工事を中止すべき場合



①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合(例示)。

- 設計図書と実際の**施工条件の相違**又は**設計図書の不備**が発見されたため(契約書第18条)**施工を続けることが不可能な場合等**。
- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、**一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、**一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、**一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合**。

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合(例示)。

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理**を行う場合。
- 埋蔵文化財の調査又は発掘**を行う場合。
- 天災等により地形等に物理的な変動**があった場合。
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為**があった場合。



- ◆ 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条第1, 2項】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇ 発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。

※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断。

- ◇ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

工事の中止期間

- ◇ 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇ このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇ 発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

◆工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

◇受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。

（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）

◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

◇実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記

一般共通事項 〔項目〕・工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

基本計画書の記載内容

◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事。

◇中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関する事。

◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項。

◆発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

関連事項【契約書第20条3項】

◇「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用の負担

◇増加費用
暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

◇損害の負担
○発注者に過失がある場合に生じたもの。
○事情変更により生じたもの。

※増加費用と損害は区別しないものとする。

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

◇このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。



9. 増加費用の考え方



(1) 本工事施工中に中止した場合

■ 増加費用の範囲

(昭和57年3月29日付け建設省官技発第116号 官房技術参事官通達
「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」より)

- ◆ 増加費用は、発注者が工事の一時中止(一部一時中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店における必要な費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。

工事体制の縮小に要する費用

- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

※本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事。



■増加費用の算定

- ◆**増加費用の算定**は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、**必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書**に基づき、**費用の必要性・数量**など発注者と受注者で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。

増加費用の構成

工事一時中止に伴う増加費用

工事現場の維持に要する費用

工事体制の縮小に要する費用

工事の再開準備に要する費用

※

一般管理費等

※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

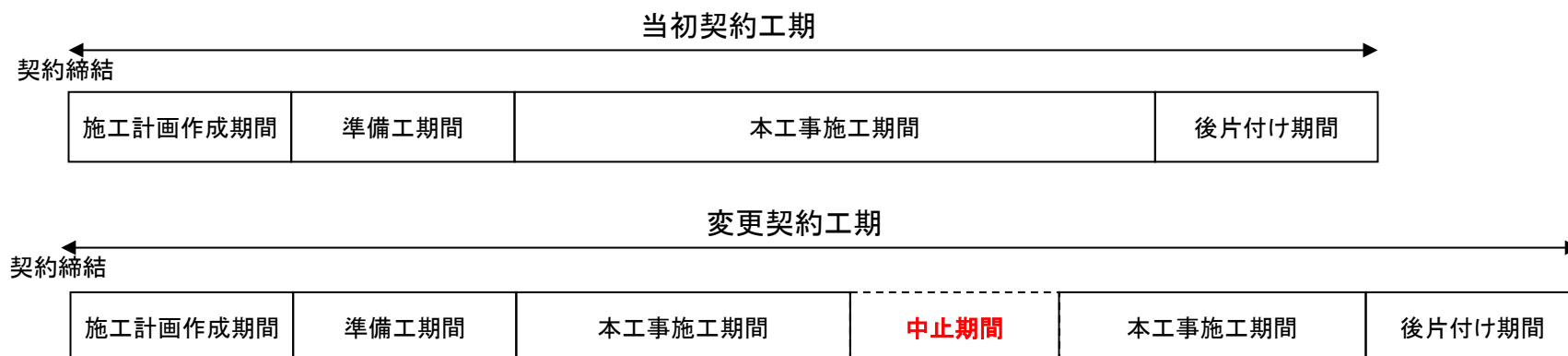


■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積(例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積)とする。

注)増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

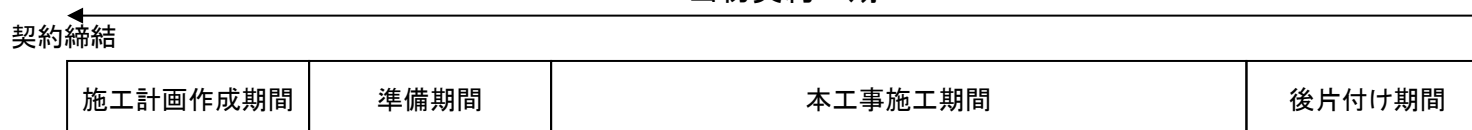




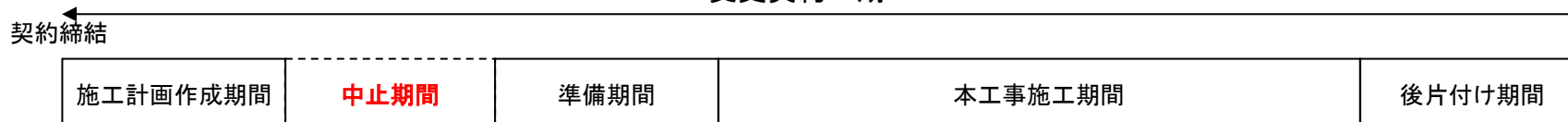
(2) 契約後準備着手前に中止した場合

- ◆ **契約後準備着手前**とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- ◆ **発注者**は、上記の期間中に、準備又は本工事の**施工に着手することが不可能と判断**した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
 - ◇ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

当初契約工期



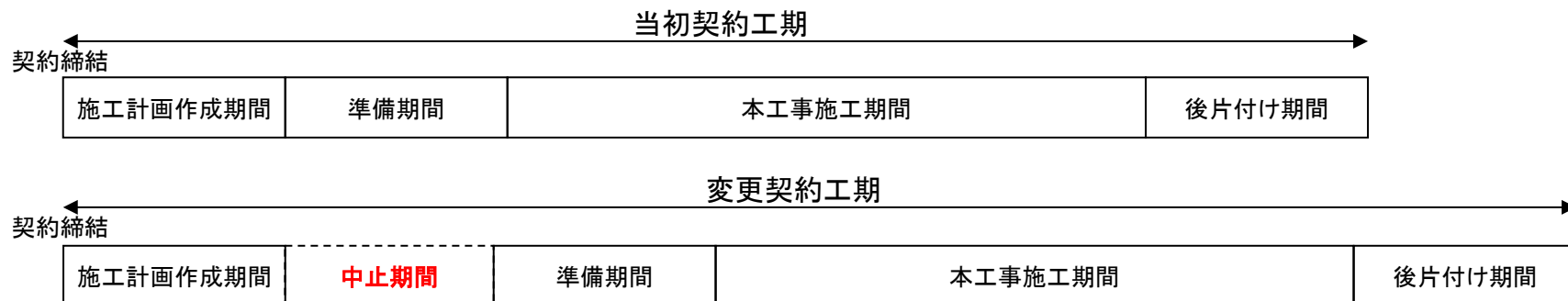
変更契約工期





(3) 準備期間に中止した場合

- ◆ **準備期間とは**、契約締結後で、**現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間**をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇増加費用

- **増加費用の適用は**、受注者から請求があった場合に適用する。
- **増加費用は**、**現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費**(監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当)等が想定される。
- **増加費用の算定は**、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた**工事現場の維持等の費用**の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する(**積算は受注者から見積を求め行う**)。

■増加費用の内訳書における取扱い

- ◆増し分費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上する。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- ◆増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増し分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者とが協議して行う。

IV. 参考資料

◆工事請負契約書について(抜粋) 1

第1条 総則

第16条 工事用地の確保等

◆工事請負契約書について(抜粋) 2

第18条 条件変更等

◆工事請負契約書について(抜粋) 3

第19条 設計図書の変更

第20条 工事の中止

第22条 発注者の請求による工期の短縮等

◆工事請負契約書について(抜粋) 4

第23条 工期の変更方法

第24条 請負代金額の変更方法等

◆工事請負契約書について(抜粋) 5

第26条 臨機の措置

第48条 受注者の解除権

■工事の一時中止に係る手続き 様式(参考様式)

■中部版ワンデーレスポンス概要

◆工事請負契約書について(抜粋) 1

工事請負契約書

最終改正平成27年4月1日

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

～以下、略～

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

◆工事請負契約書について(抜粋) 2

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆工事請負契約書について(抜粋) 3

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆工事請負契約書について(抜粋) 4

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○ 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○ 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

◆工事請負契約書について(抜粋) 5

(臨機の措置)

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(受注者の解除権)

- 第48条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3 分の2 以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5 が6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。



■工事の一時中止に係る手続き様式(参考様式)

(参考様式)

様式-1

平成 年 月 日

契約担当等 殿

総括(主任)監督員 印

請負工事の一時中止について

工事名

請負者

工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日

施行中の標記工事について、下記のとおり工事の一時中止について通知されるよう上申します。

記

- ・一時中止を必要とする理由
- ・一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の期間
 - (4) 中止期間中における工事現場の維持管理等(別紙-1のとおり)

別紙-1

一時中止期間中における工事現場 の維持、管理等の基本的事項

- 1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

(参考様式)

様式-2

平成 年 月 日

請 負 者 殿

契約担当官等印

請負工事の一時中止について

工事名

工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付け契約第 号で契約した標記工事は下記により工事を中止されるよう、契約書第20条第2項の規定により通知します。

記

- ・ 一時中止を必要とする理由
- ・ 一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の期間
 - (4) 管理体制等の基本的事項
 - 中止期間中における工事現場の維持管理を別紙-1により行うこと。
 - (5) 基本計画書の提出
 - 中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式-3により甲に提出し承諾を得ること。

別紙-1

一時中止期間中における工事現場 の維持、管理等の基本的事項

- 1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

(参考様式)

様式-3

平成 年 月 日

契約担当官等 殿

請 負 者 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理
等に関する基本計画書について

工 事 名

平成 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画を提出します。

別 紙

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること。

(参考様式)

様式-4

平成 年 月 日

請 負 者 殿

契約担当官等 印

一時中止中の請負工事の再開について

工 事 名

中止期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付けの通知の標記工事は、平成 年 月 日より再開されるよう通知します。

(参考様式)

様式-5

平成 年 月 日

契約担当官 殿

請 負 者 印

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負 代金額の変更について

現在当社で施工中の〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第20条により下記のとおり協議いたします。

記

協議額 ￥ 〇〇〇

上記のとおり提出されたので報告する。

平成 年 月 日

総括監査員 印

(参考様式)

様式-6

平成 年 月 日

請 負 者 殿

契約担当官等 印

〇〇工事に係る請負代金額の変更 について（協議）

標記について貴社より平成 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第20条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当局において経部について検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に依存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

記

- 1 工事名
- 2 協議金額
- 3 貴社要求金額

上記金額について承諾しました。

平成 年 月 日

契約担当官等 殿

請 負 者 印

中部版ワンデーレスポンス

目的

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

ワンデーレスポンスは、監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することを目的とする。

実施概要

